

一般財団法人盛岡市駐車場公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人盛岡市駐車場公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、盛岡市が設置する駐車場の管理運営に関する事業を行うことにより、駐車需要の緩和と道路交通の円滑化を図り、もって住民の利便に資するとともに、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 駐車場の業務運営
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理業務
- (3) 駐車場の使用料の収納に関する業務
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第5条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の種類別)

第6条 公社の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、公社の目的である事業を行うために不可欠なものとして別表に掲げる財産のほか、理事会で基本財産とする旨、決議した財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、公社の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、又は担保に供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 公社の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受け、直近の評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第9条 公社が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

2 公社が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号から第2号までの書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 公社は、前項各号の書類のほか、監査報告を法令の定めるところにより、事務所に備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 公社は、第1項の定時評議員会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第11条 公社の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第12条 公社は、剰余金の分配は行わない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 公社に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員は、公社の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第16条 評議員に対して、各年度の総額が15万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の帰属
- (7) 基本財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合には、いつでも臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他必要な事項を掲載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各評議員に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更(第3条、第4及び第14条を除く。)

(4) 基本財産の処分

(5) その他の法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第13条又は第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員及び理事のうち2人以上が記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員配置)

第27条 会社に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条で準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、会社の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、会社を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、会社の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任

した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事の取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする公社の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする公社との取引
- (3) 公社がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における公社とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第35条 公社は、役員賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 公社は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定とする契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(開催)

第38条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

(招集)

第39条 理事会は、法令で定める場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、常務理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他必要な事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは又は理事長が欠けたときは、常務理事がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会において変更することができる。

- 2 この定款に定める第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法については、評議員会において議決に加わることができる評議員の全員が賛成したときは、変更することができる。

(合併等)

第47条 公社は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般財団法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 公社は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 公社が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、盛岡市に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第50条 公社の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 公社の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 公社は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第53条 公社は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 雑則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、公社の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 公社の最初の理事長は藤島裕久、常務理事は高橋亨昌とする。

4 公社の移行登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 藤島 裕久 高橋 亨昌
高橋 和夫 獅子内 建二
阿部 利幸

監事 藤澤 由蔵 武田 路可

5 公社の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

千葉 正
吉田 孝人
佐藤 誠司

附 則

この定款は、評議員会の承認の決議のあった日から施行する。

別表 基本財産（第6条関係）

| 財 産 種 別 | 場所・物量等 |
|---------|--------------|
| 定期預金 | 東北銀行本店 100万円 |
| | 岩手銀行本店 200万円 |